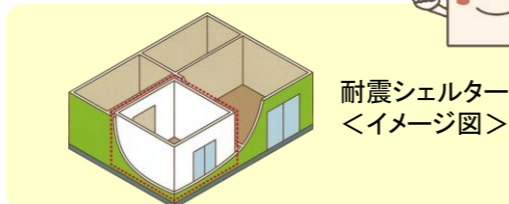


## 05 減災化の促進

### ■住宅の減災化の促進

耐震化することが困難な住宅に対しては、「住宅の倒壊から人命を守る」という観点から、減災化の促進を図ります。

木造住宅	段階的耐震改修費補助
	耐震シェルター整備費補助



### ■特定既存耐震不適格建築物等の減災化の促進

耐震化することが困難な特定既存耐震不適格建築物等について、減災化の促進を図ります。

- ・非構造部材の安全対策（窓ガラス・天井の落下防止対策）
- ・家具等の転倒防止対策
- ・実施可能な減災対策のあり方の検討

### ■関連する安全対策

- ・ブロック塀等の安全対策
- ・エレベーター、エスカレーターの安全対策
- ・建築物の敷地の安全対策
- ・建築物の耐震性の維持

## 06 普及・啓発

### ■木造住宅の耐震化工法の普及

- ・安価な耐震化工法の普及
- ・精密診断法による耐震改修設計の普及

### ■情報発信

- ・パンフレット等の作成
- ・インターネットによる情報提供
- ・ダイレクトメールの送付

### ■啓発活動

- ・まちづくり出前講座の開催
- ・イベントにおける啓発活動
- ・建築関係団体等との協働による活動

### ■相談窓口の設置

- ・耐震診断、耐震改修、減災化対策の相談窓口の設置

### ■耐震事業者情報

- ・豊橋市建築物耐震診断・耐震改修設計技術者名簿の公表
- ・あいち耐震改修ポータルサイト

### ■代理受領制度の導入検討

耐震改修工事の施工者が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

#### ●パンフレット表紙



#### ●代理受領制度の支払いイメージ



#### 代理受領制度利用時支払いイメージ



※工事費 150万円、補助金 100万円の場合

## 07 計画達成に向けて

### ■連携体制

本計画で示す目標を実現するため、国や愛知県と連携し、所有者等の取組を支援します。

また、これまで以上に迅速かつ確実に耐震化及び減災化を促進していくという観点から、各種関係機関等との役割分担を明確にして、所有者等にとって耐震化及び減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に取り組み、実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

問合せ先：豊橋市 建設部 建築物安全推進課 耐震促進グループ  
 住所：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所 東館3階）  
 電話番号：0532-51-2579 E-mail：kenchikuanzen@city.toyohashi.lg.jp  
 URL：https://www.city.toyohashi.lg.jp/



【計画・概要版のデータ】  
 コチラの二次元コードから  
 建築物安全推進課URL  
 にアクセスしてください。



# 豊橋市 建築物耐震改修促進計画

2026-2030

（概要版）

〈令和8年3月〉



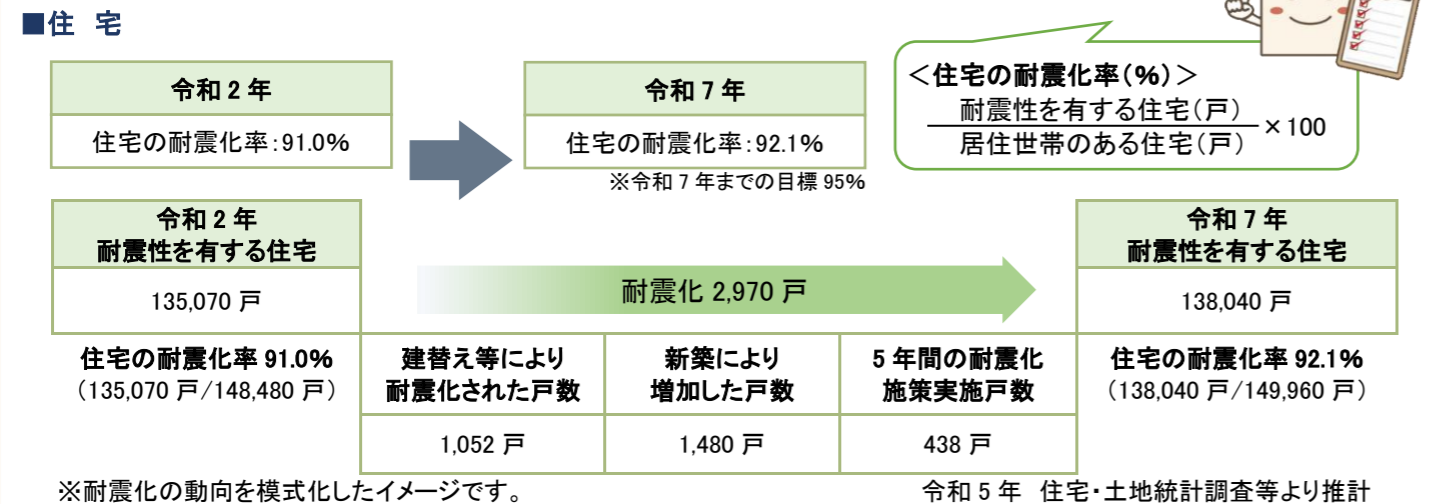
## 01 計画の基本的事項

- 対象区域 豊橋市全域とします。
- 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
- 対象建築物 すべての建築物を対象とします。とりわけ、耐震化を重点的に促進する建築物は、昭和56年5月31日以前に着工した住宅、特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物(耐震診断義務付け対象建築物)及び要安全確認計画記載建築物(耐震診断義務付け対象建築物)とします。

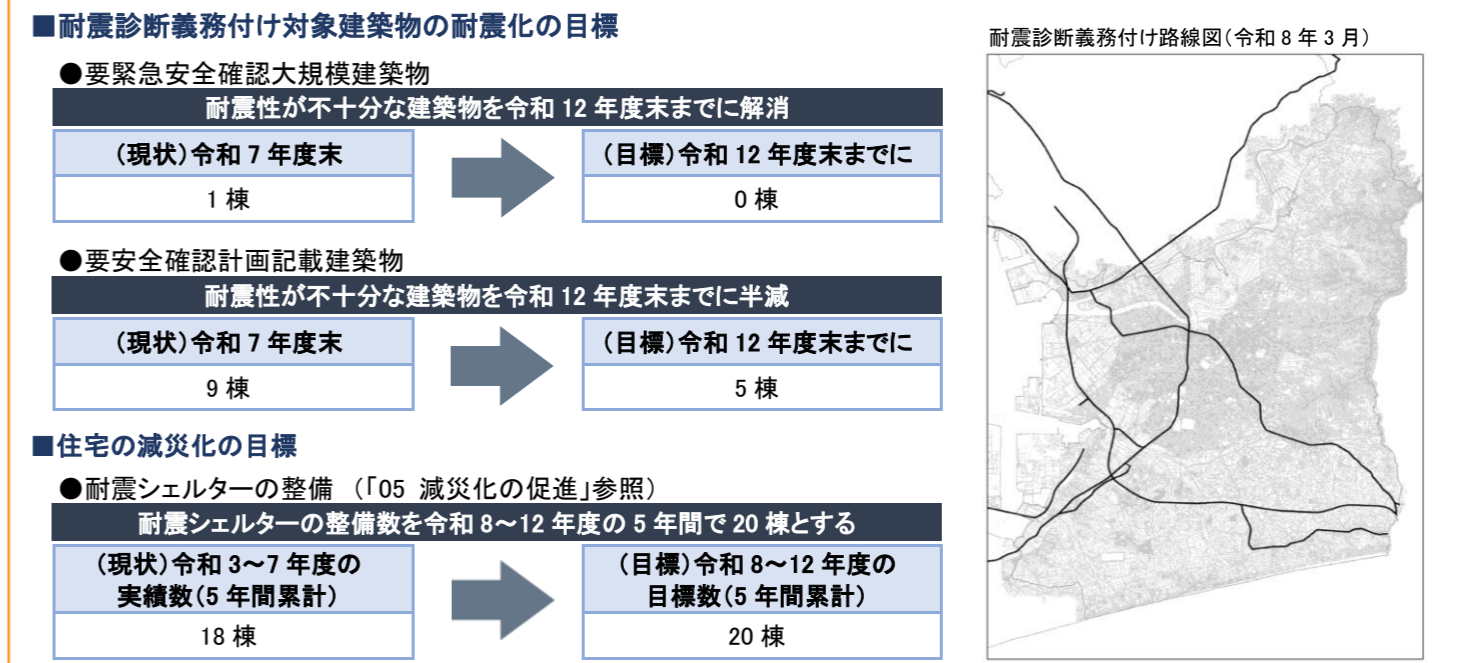
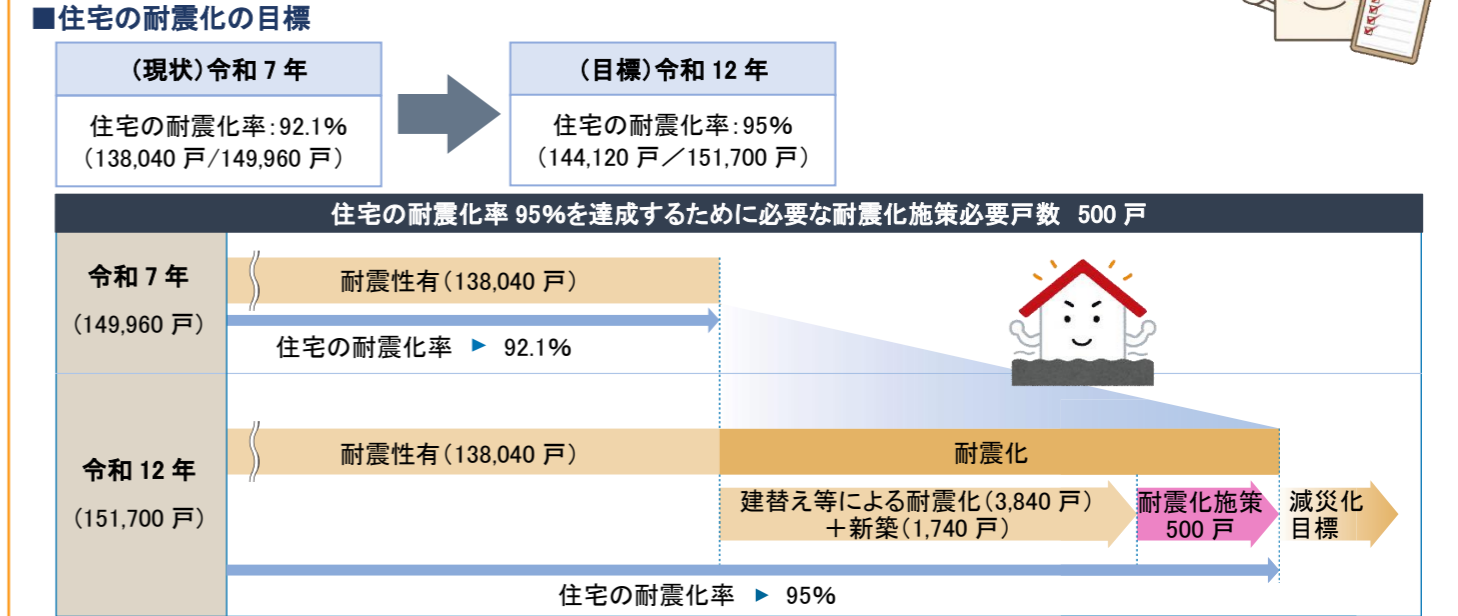
住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含むすべての住宅
特定既存耐震不適格建築物 ※要安全確認計画記載建築物であるものを除く	①多数の者が利用する既存耐震不適格建築物(法第14条第1号) ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する既存耐震不適格建築物(法第14条第2号) ③その敷地が愛知県建築物耐震改修促進計画又は豊橋市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(法第14条第3号)
要緊急安全確認大規模建築物(耐震診断義務付け対象建築物) ※耐震不明建築物であるものに限る	①不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物(法附則第3条第1項第1号) ②地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物(法附則第3条第1項第2号) ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する既存耐震不適格建築物(法附則第3条第1項第3号)
要安全確認計画記載建築物(耐震診断義務付け対象建築物) ※耐震不明建築物であるものに限る	①大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された既存耐震不適格建築物(法第7条第1号) ②その敷地が愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(法第7条第2号) ③その敷地が豊橋市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(②に掲げる建築物であるものを除く。)(法第7条第3号)

■計画の方針 耐震化の促進における現状と課題及び国や愛知県が示す最新の目標等を踏まえ、住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標並びに地震発生時の被害を軽減させる住宅の減災化の目標を定めます。また、地震対策を通じた持続可能なまちづくりを推進するため、SDGsの基本理念を踏まえ、本計画に定める目標の達成に向け、新たに施策を定め、建築物の耐震化・減災化に努めます。

## 02 耐震化の促進における現状



## 03 耐震化・減災化の目標



## 04 耐震化の促進

「建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての啓発」や「耐震改修促進税制の積極的な周知」に努めるとともに、耐震診断費や耐震改修費等に対する補助制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

■住宅の耐震化促進のための施策

木造住宅	無料耐震診断
	耐震改修(工事)費補助
	解体工事費補助
非木造住宅	耐震診断費補助
	耐震改修(設計・工事)費補助

・精密診断法による木造住宅耐震改修設計費補助の導入を検討  
・耐震改修促進税制(所得税・固定資産税)の周知  
・豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

■特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進のための施策

要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修(設計・工事)費補助
要安全確認計画記載建築物	耐震改修(設計・工事)費補助
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断費補助

・特定既存耐震不適格建築物耐震改修費補助の導入を検討  
・特定既存耐震不適格建築物等(民間)の指導等  
耐震化を早期に促進するため、定期的に特定既存耐震不適格建築物等の状況について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表などを実施